

第1回 子どもの家・留守家庭児童会事業に係るあり方に関する懇談会 会議録

- 日時 平成30年6月26日(火) 15時30分～17時00分
- 会場 教育委員室
- 出席者
委員：藤井委員，福田委員，柳澤委員，釦持委員，今井委員，伊藤委員，桐淵委員，
事務局：教育次長，生涯学習課課長，生涯学習課職員
- 傍聴者：2名
- 議題
 - 1 開会
 - 2 あいさつ，委員紹介
 - 3 議事
 - (1)会長，副会長の選出について
互選により，藤井委員を会長に，福田委員を副会長に選出
 - (2)子どもの家・留守家庭児童会事業のあり方検討について
 - (3)子どもの家・留守家庭児童会事業のあり方に係る検討の方向性について
 - 4 その他
 - 5 閉会

■ 委員からの意見・質問等（要旨）

【子どもの家・留守家庭児童会事業のあり方検討について】

A委員：この時期に，子どもの家・留守家庭児童会事業のあり方検討を行うことは，時機を得た判断である。自分自身も子どもの家の運営委員会の委員をやっているが，その運営委員会の中でも，このような多額の運営費を動かすのは地域のボランティアでは無理であり，限界にきているとの話がでている。

ぜひ，いい方向で進めていけたらと思う。

B委員：新たな実施手法への移行など，我々も懇談会委員としてその方向を目指していくという姿勢を持って，懇談会で意見を述べていきたい。

【子どもの家・留守家庭児童会事業のあり方に係る検討の方向性について】

C委員：運営には地域のボランティアが関わっているとの説明があったが，子どもを預けている現役の保護者もその中に入っているのか。

事務局：今回，運営委員等を対象に実施したアンケートの結果により，全体の過半数以上の子どもの家等で，保護者が会計担当をやっていることがわかった。

C委員：専門的な知識がない保護者が，数千万円の予算を上手に動かすのは大変な苦労があると感じる。

- B委員：課題は、金額の大きさだけでなく、会計処理の複雑さにもある。その他にも、労働基準法や雇用契約法、税金や社会保険料などの問題もある。
- また、指導員の労務管理分野の事務の負担についても検討する必要がある。
- 子どもの家等により保護者負担金の金額に差があり、それによって、指導員の処遇の格差が顕著になっている。
- D委員：各子どもの家で保護者負担金に差があり、それが、指導員の給与に差が出る原因になっている。
- また、各子どもの家等によって預かる条件が違っている。また、保育園は朝7時から預かっているが、子どもの家等では、特に夏休みの朝などの預かる時間に差があり、保護者が出勤する時間には、まだ預けられない子どもがいる。
- 同じ市民として、同じサービスが受けられないのは、不都合なのではないか。
- まず、受けられるサービスを一定にして、その上で指導員の雇用条件を良くしていけばいいのではないか。
- 私個人としては、運営は外部委託にしてほしいと考えていたが、その場合、質が一定化するので、下は底上げになるが、良いところは下げられてしまうのではないかと不安がある。
- B委員：運営は、規模が小さいところは苦しい。収入は、児童数に応じて決まってくるが、支出は規模にかかわらず、一定の金額を要する。そのため、結果的に指導員の処遇に差がついてしまう。
- D委員：運営費については、単年度決算のため、その年度内で予算を使い切らなければならない。保護者負担金の額を市が統一し、市が管理するなど、裕福なところから、足りないところへ回す仕組みがあれば、同一負担でサービスも均一化できるのではないか。
- A委員：基本的に、市で保護者負担金の金額を統一するべきだと思う。その上で、指導員の賃金も統一できる方法で進めていけたらよい。
- また、開設時間が、各子どもの家で違っていることも問題がある。市内統一したものができたらよい。
- E委員：サービス水準については、保育園と子どもの家等では差があり、小1の壁をすごく感じている。
- 市として、どの程度まで支援する予定なのか。
- 事務局：指導員の処遇改善、保護者負担金の統一は大きな課題として捉えている。
- また、特に夏休みの朝などの開所時間も大きな課題と考えている。更に、その差を解消するための経費を市が全額負担するのか。それとも、預ける側が出す部分もあるのか。公の部分と預ける側が出す部分でのバランスの問題についても、今後意見を伺っていきたい。
- 保護者負担金の額については、保育の質や指導員の処遇が良くなり、また預ける

時間も長くなることによって、当然負担は増えていくものと考えている。

E委員：子どもの家事業に携わる運営側も、しっかりとしたものを構築していかななくてはいけない。

現在は、障がいを持つ児童や、多様な価値観を持つ保護者が増加しており、児童も保護者も多様化している。多様化するニーズへの対応は、水準が上の子どもの家を落とすのではなく、下の方の底上げを図る必要がある。

C委員：子どもの家の運営の状況の差異は、子どもを預ける親側から感じていることと思うが、そこで働く指導員たちにも同様にあると思う。それは、「処遇」の部分であり、かなりの違いがあると思う。

宇都宮市が運営する子どもの家事業において、事業・運営に差異が生じていることは好ましくないと感じる。

B委員：地域の運営委員会が運営していることは、地域の教育力を生かせるメリットではあるが、それが今や各子どもの家間で差が生じるデメリットにもなっている。

サービスは高平準化を目指し、指導員も労働者として、安心して働ける、生きがいを持って働ける制度というものも合わせて構築していかないといけない。

F委員：県では、支援員の資質を一定に保つための認定資格研修を行っており、更に今年度からは、キャリアアップのための研修も開始したところである。

サービスの平準化や指導員の処遇改善などを行うためには、地域の教育力の活用という今までのボランティアの方を中心にやってきたところを大きく転換しなくていけない。

サービス水準が、今までよかった部分が平準化することで、サービス低下になることがないように、バランスが難しいと思うが、持続可能な体制を作るためには、大きな転換期だと考え、ある程度の割り切りも必要になると感じる。

G委員：各クラブによって、保護者負担金、サービス水準、指導員の処遇に格差があり、それを標準化していく必要があるという意見であるが、その際には、現在の運営委員会方式のメリットでもある、地域の教育力を活かして目指してきたところは、新しいシステムの中で捨てるのではなく、新しい活用方法を考えながら、地域の協力者たちの思いを大切にすることが必要である。また、保護者にも、一定の役割を果たしてもらうことにより、指導員へのねぎらいや、感謝の気持ちを醸し出すことができる。

お金やシステムの話は、ドライに割り切りながら進められるが、人々の想いや関係性は大切にすることが必要である。

C委員：以前は3年生までが対象だったが、平成27年度から、子ども・子育て支援新制度が施行され、6年生までが対象となった。

高学年は、発達段階からみて、思春期に近く、対応が困難になってきていることや、児童の心身の発達の違いや障がい等の児童もいるので、こうした様々な児童

の発達に対応・支援できる指導員の質の確保と、各クラブの平準化を図ることが必要だと思う。

B委員：質の高い経験豊富な指導員を他の子どもの家へ転勤させることができると、人材が高平準化してくるのではないかと。

また、国では、指導員に対して研修を受講させ、キャリアアップすることで報酬を加算することができる制度を創出したが、宇都宮市には独自の委託料積算などの課題があり、導入できないでいる。

C委員：子どもの家等は、少人数の職場であり、定期的に配置換えがあるようになれば、指導員同士が抱える人間関係の問題も解消できて、離職者も減るのではないかと。

B委員：子どもの家等の日常的な運営は指導員が行っており、常駐していない運営委員が指導員にどこまで指導・監督できるのか、限界がある。

各子どもの家等の運営委員会の会長や委員に託されている部分が重すぎる。

指導員のスキルや子育てに対する思いもそれぞれ違う中で、それを指導するのはだれか。同等の立場の指導員が、指導員を指導するのは難しい。

会計担当者も責任感がある人に担ってもらえても、委託料管理が複雑すぎて負担を感じ、退任することもあると聞いている。

D委員：地域主体の運営はデメリットだけではなく、地域のボランティアが行っているということを理解してもらえれば、利用者もルールを守り、運営に協力的になるというメリットもある。

G委員：宇都宮市ならではのこれまでの成果を踏まえながら、将来にわたり、持続可能な制度を一緒に作っていきたい。